

坂井市地域防災計画

第4編 石油類大量流出災害対策編

新旧対照表（案）

坂井市地域防災計画 第4編 石油類大量流出災害対策編

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第1章	1	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の方針 (中略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の方針 (中略)</p>
第1章	2	<p>第2節 福井県の海域の状況</p> <p>1 概況 (中略) 当海域の沿岸には、主要港（特定港）として、福井港、敦賀港（福井県）、宮津港、舞鶴港（京都府）、境港（鳥取県）、浜田港（島根県）の計6港が存在する（追加）。</p> <p>（中略） 2～9 （中略）</p>	<p>第2節 福井県の海域の状況</p> <p>1 概況 (中略) 当海域の沿岸には、主要港（特定港）として、福井港、敦賀港（福井県）、宮津港、舞鶴港（京都府）、境港（鳥取県）、浜田港（島根県）の計6港が存在し、このうち敦賀港（福井県）、舞鶴港（京都府）、境港（鳥取県）、浜田港（島根県）が重要港湾に指定されている。</p> <p>（中略） 2～9 （中略）</p>
第1章	3～4	<p>第3節、第4節 (中略)</p>	<p>第3節、第4節 (中略)</p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第2章	1~3	第2章 災害予防計画 <u>第1節~第3節</u> (中略)	第2章 災害予防計画 <u>第1節~第3節</u> (中略)
第2章	4	第4節 「沿岸部での除去」の充実強化 <u>第1~第4</u> (中略) 第5 沿岸部での除去に係る訓練の実施並びに訓練結果の評価を踏まえた体制の充実 <p>沿岸部での除去活動には、空中から流出油を監視する機関（県、県警察本部、近畿地方整備局等）、油を監視・除去する機関（市、嶺北消防本部（変更）、各漁業協同組合、地元住民、陸上自衛隊、坂井西警察署、ボランティア、北陸地方整備局や電力事業者などの管轄（管理）区域を持つ機関等）、作業者の安全・健康の保持を支援する機関（県、県医師会、坂井地区医師会等）、情報伝達を支援する機関（NTT等）等、多数の機関が当たることから、これらの機関相互の連携が的確になされるよう、県は沿岸部での除去に係る防災訓練（図上訓練を含む。）を定期的に実施し、市をはじめとする防災関係機関はその実施に積極的に参加する。</p> <p>(中略)</p> 第6 沿岸部での除去マップの作成 <p>沿岸部での除去は、市が嶺北消防本部（変更）、各漁業協同組合等と共同で実施するほか、北陸地方整備局、近畿地方整備局、県又は各電力事業者が管轄（管理）している区域については各々の機関が直接行うことから、それぞれの機関の活動エリアを地図（マップ）に落とし、更に海域の自然的・社会的・経済的諸情報とリンクさせて整理しておくことは、沿岸部での除去方針を決定・更新していく上で有効である。 (中略)</p> 第7 沿岸部の流出油監視マニュアルの整備及び研修の実施 <p>沿岸部での除去方針を的確に決定・更新していくためには、流出油の状況を把握するための監視活動が極めて重要となる。市、嶺北消防本部（変更） 及び各漁業協同組合は、県の作成する「沿岸の流出油監視マニュアル」について、監視活動に携わる職員に対し周知徹底を図る。</p> <p>第8~第11 (中略)</p>	第4節 「沿岸部での除去」の充実強化 <u>第1~第4</u> (中略) 第5 沿岸部での除去に係る訓練の実施並びに訓練結果の評価を踏まえた体制の充実 <p>沿岸部での除去活動には、空中から流出油を監視する機関（県、県警察本部、近畿地方整備局等）、油を監視・除去する機関（市、嶺北消防組合、各漁業協同組合、地元住民、陸上自衛隊、坂井西警察署、ボランティア、北陸地方整備局や電力事業者などの管轄（管理）区域を持つ機関等）、作業者の安全・健康の保持を支援する機関（県、県医師会、坂井地区医師会等）、情報伝達を支援する機関（NTT等）等、多数の機関が当たることから、これらの機関相互の連携が的確になされるよう、県は沿岸部での除去に係る防災訓練（図上訓練を含む。）を定期的に実施し、市をはじめとする防災関係機関はその実施に積極的に参加する。</p> <p>(中略)</p> 第6 沿岸部での除去マップの作成 <p>沿岸部での除去は、市が嶺北消防組合、各漁業協同組合等と共同で実施するほか、北陸地方整備局、近畿地方整備局、県又は各電力事業者が管轄（管理）している区域については各々の機関が直接行うことから、それぞれの機関の活動エリアを地図（マップ）に落とし、更に海域の自然的・社会的・経済的諸情報とリンクさせて整理しておくことは、沿岸部での除去方針を決定・更新していく上で有効である。 (中略)</p> 第7 沿岸部の流出油監視マニュアルの整備及び研修の実施 <p>沿岸部での除去方針を的確に決定・更新していくためには、流出油の状況を把握するための監視活動が極めて重要となる。市、嶺北消防組合 及び各漁業協同組合は、県の作成する「沿岸の流出油監視マニュアル」について、監視活動に携わる職員に対し周知徹底を図る。</p> <p>第8~第11 (中略)</p>
第2章	5~7	<u>第5節~第7節</u> (中略)	<u>第5節~第7節</u> (中略)

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第3章	1	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 対応の基本的な考え方 第1、第2 (中略)</p> <p>第3 防除区域の分担 (1)～(4) (中略)</p> <p>◆対応のイメージ◆</p> <p>対応方針の決定 敦賀海上保安部 县 ← 情報収集 → 原因船舶 (保険会社等) 対策の実施 敦賀海上保安部 县 ← 情報交換 → 海上災害防止センター 同福井県連絡事務所</p> <p>・敦賀海上保安部 ・県警察本部 ・福井県漁業協同組合連合会 ・海上災害防止センター ・陸上・海上・航空自衛隊 ・各漁業協同組合 ・同 福井県連絡事務所 ・坂井市 ・遠北消防本部 (変更) ・県 ・管轄 (管理) 区域を持つ機関等</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 対応の基本的な考え方 第1、第2 (中略)</p> <p>第3 防除区域の分担 (1)～(4) (中略)</p> <p>◆対応のイメージ◆</p> <p>対応方針の決定 敦賀海上保安部 县 ← 情報収集 → 原因船舶 (保険会社等) 対策の実施 敦賀海上保安部 县 ← 情報交換 → 海上災害防止センター 同福井県連絡事務所</p> <p>・敦賀海上保安部 ・県警察本部 ・福井県漁業協同組合連合会 ・海上災害防止センター ・陸上・海上・航空自衛隊 ・各漁業協同組合 ・同 福井県連絡事務所 ・坂井市 ・遠北消防組合 ・県 ・管轄 (管理) 区域を持つ機関等</p>
第3章	2	第2節 (中略)	第2節 (中略)
第3章	3	<p>第3節 各活動プロセスにおける対応</p> <p>第1 覚知 (中略)</p>	<p>第3節 各活動プロセスにおける対応</p> <p>第1 覚知 (中略)</p>

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第3章	3	<p style="text-align: center;">◆油流出発生情報伝達系統図◆</p> <p style="text-align: center;">◆油流出発生情報伝達系統図◆</p> <pre> graph TD A[原因船舶・発見者] --> B[敦賀海上保安部 (福井海上保安署)] B --> C[第八管区海上保安本部] B --> D[福井・京都・兵庫北海域排出油等防除協議会会員機関] C --> E[敦賀海上保安部管内気象伝達系統による各機関・団体 (各漁業協同組合等)] C --> F[県危機対策・防災課 (変更)] F --> G[県警察本部] F --> H[県関係各課] F --> I[消防庁] F --> J[坂井市] F --> K[福井消防本部 (変更)] F --> L[指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関] F --> M[陸上自衛隊] F --> N[京都府・石川県] F --> O[福井県漁業協同組合連合会] F --> P[出先機関] P --> Q[県警察本部] P --> R[県関係各課] P --> I[消防庁] P --> J[坂井市] P --> K[福井消防組合] P --> L[指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関] P --> M[陸上自衛隊] P --> N[京都府・石川県] note [（注）休日、夜間等の時間外においては、FAXでの伝達と並行してあらかじめ定めた連絡網により担当者に伝達する。油流出状況により、伝達関係が異なる場合がある。] </pre> <p>第2 (中略)</p>	<p style="text-align: center;">◆油流出発生情報伝達系統図◆</p> <p style="text-align: center;">◆油流出発生情報伝達系統図◆</p> <pre> graph TD A[原因船舶・発見者] --> B[敦賀海上保安部 (福井海上保安署)] B --> C[第八管区海上保安本部] B --> D[福井・京都・兵庫北海域排出油等防除協議会会員機関] C --> E[敦賀海上保安部管内気象伝達系統による各機関・団体 (各漁業協同組合等)] C --> F[県危機管理課] F --> G[県警察本部] F --> H[県関係各課] F --> I[消防庁] F --> J[坂井市] F --> K[福井消防組合] F --> L[指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関] F --> M[陸上自衛隊] F --> N[京都府・石川県] F --> O[海上災害防止センター・同 福井県連絡事務所] F --> P[航空自衛隊] note [（注）休日、夜間等の時間外においては、FAXでの伝達と並行してあらかじめ定めた連絡網により担当者に伝達する。油流出状況により、伝達関係が異なる場合がある。] </pre> <p>第2 (中略)</p>

章	節	旧 (R4.03)				新 (R8.03)			
第3章	3	第3 市の体制				第3 市の体制			
		1 職員の配備体制の基準				1 職員の配備体制の基準			
		種別	配備基準	配備要員	配備内容	種別	配備基準	配備要員	配備内容
		注意体制	① 県危機対策・防災課 (変更) から油流出発生情報の伝達を受けたとき。	本庁 : 安全対策課 (変更) 支所 : 各支所 (変更) (担当職員)	① 防災担当職員 (変更)による情報連絡活動が円滑に行い得る体制 (待機体制:自宅待機を含む。)	注意体制	① 県危機管理課から油流出発生情報の伝達を受けたとき。	本庁 : 危機管理対策課 支所 : 三国支所 (担当職員)	① 担当職員による情報連絡活動が円滑に行い得る体制 (待機体制:自宅待機を含む。)
		警戒体制	(中略)	本庁 : 安全対策課 : 農業振興課 : 林業水産振興課 : 建設部 支所 : 各支所 : 建設部 (課長・担当職員) 必要に応じ関係課 (変更)	① 防災関係課等 (変更)の職員による情報連絡及び災害応急対策を実施する体制	警戒体制	(中略)	注意体制に加え、必要に応じ関係各課	① 関係各課等の職員による情報連絡及び災害応急対策を実施する体制
		非常配備 (災害対策本部設置)	(中略)	課長補佐以上 (必要に応じて全職員) (変更)	(中略)	非常配備 (災害対策本部設置)	(中略)	全職員	(中略)
		(注)				(注)			
		1. 各部局長等は必要と認める範囲内において総務部長 (変更)と協議の上、動員数を適宜増減することができる。 2. (中略)				1. 各部局長等は必要と認める範囲内において危機対策監と協議の上、動員数を適宜増減することができる。 2. (中略)			
		2 職員の動員				2 職員の動員			
		市は、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、(追加) 職員を非常招集する。				市は、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、災害の状況に応じて職員を非常招集する。			
		(1) 配備体制の決定等				(1) 配備体制の決定等			
		県危機対策・防災課 (変更)からの油流出発生情報の伝達を受けたときは、総務部長 (変更)が市長の命を受け配備体制をとる。				危機管理課からの油流出発生情報の伝達を受けたときは、危機対策監が市長の命を受け配備体制をとる。			
		(2)、(3) (中略)				(2)、(3) (中略)			
		3 伝達経路及び方法				3 伝達経路及び方法			
		(中略)				(中略)			
		(1) (中略)				(1) (中略)			

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第3章	3	<p>(2) 伝達系統 (中略)</p> <p>◆本庁職員への伝達方法◆</p> <p>※ 時間外において宿日直者は、安全対策課及び建設部の担当へ連絡する。その他関係部署への連絡は安全対策課から行う。(削除)</p> <p>◆支所職員への伝達方法◆</p> <p>(中略)</p>	<p>(2) 伝達系統 (中略)</p> <p>◆本庁職員への伝達方法◆</p> <p>※時間外において宿日直者は、危機管理対策課及び建設部の担当へ連絡する。その他関係部署への連絡は危機管理対策課から行う。</p> <p>◆支所職員への伝達方法◆</p> <p>(中略)</p>

坂井市地域防災計画 第4編 石油類大量流出災害対策編

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)																																																												
第3章	3	<p>4 災害対策本部 (中略) (1)、(2) (中略) (3) 災害対策本部の設置及び廃止の公表 (中略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公表先</th> <th>方法</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県知事(危機対策・防災課(変更)) 防災会議構成機関 隣接の市町長 市の関係機関 豊北消防本部(変更) 市民・一般 報道機関</td> <td>電話、防災行政無線、電報、口頭 電話、防災行政無線、連絡員 電話、防災行政無線、電報 口頭、電話、庁内放送 口頭、電話 電話、防災行政無線、電報、口頭 口頭、文書、電話、電報</td> <td>安全対策課(変更) (追加)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 災害対策本部の組織及び運営 (中略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害対策本部 設置時の部名</th> <th>部長名</th> <th>災害対策本部 設置時の部名</th> <th>部長名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">総務部</td> <td>総務部長</td> <td>福祉生活部(変更)</td> <td>健康福祉部長</td> </tr> <tr> <td>議会事務局長</td> <td></td> <td>生活環境部長</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>産業建設部(変更)</td> <td>産業政策部長</td> </tr> <tr> <td>総合政策部長</td> <td></td> <td>建設部長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">財務部</td> <td>財務部長</td> <td>教育部</td> <td>教育部長</td> </tr> <tr> <td>財務部技監(削除)</td> <td>医療部</td> <td>三国病院事務局長</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 現地災害対策本部 (中略) (1) (中略) (2) 設置場所 <u>各支所(変更)</u>又は担当区域内の安全な場所とする。 (3) (中略)</p> <p>6 権限委譲措置 (中略) 第1順位 副市長 (変更) 第2順位 総務部長 (変更) 第3順位 建設部長 (変更)</p>	公表先	方法	担当	県知事(危機対策・防災課(変更)) 防災会議構成機関 隣接の市町長 市の関係機関 豊北消防本部(変更) 市民・一般 報道機関	電話、防災行政無線、電報、口頭 電話、防災行政無線、連絡員 電話、防災行政無線、電報 口頭、電話、庁内放送 口頭、電話 電話、防災行政無線、電報、口頭 口頭、文書、電話、電報	安全対策課(変更) (追加)	災害対策本部 設置時の部名	部長名	災害対策本部 設置時の部名	部長名	総務部	総務部長	福祉生活部(変更)	健康福祉部長	議会事務局長		生活環境部長	会計管理者	産業建設部(変更)	産業政策部長	総合政策部長		建設部長	財務部	財務部長	教育部	教育部長	財務部技監(削除)	医療部	三国病院事務局長	<p>4 災害対策本部 (中略) (1)、(2) (中略) (3) 災害対策本部の設置及び廃止の公表 (中略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公表先</th> <th>方法</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県知事(危機管理課) 防災会議構成機関 隣接の市町長 市の関係機関 豊北消防組合 市民・一般 報道機関</td> <td>電話、防災行政無線、電報、口頭 電話、防災行政無線、連絡員 電話、防災行政無線、電報 口頭、電話、庁内放送 口頭、電話 電話、防災行政無線、電報、口頭 口頭、文書、電話、電報</td> <td>危機管理対策課 支所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 災害対策本部の組織及び運営 (中略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害対策本部 設置時の部名</th> <th>部長名</th> <th>災害対策本部 設置時の部名</th> <th>部長名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">総務部</td> <td>総務部長</td> <td>健康福祉部</td> <td>健康福祉部長</td> </tr> <tr> <td>議会事務局長</td> <td>生活環境部</td> <td>生活環境部長</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>産業政策部</td> <td>産業政策部長</td> </tr> <tr> <td>総合政策部長</td> <td>建設部</td> <td>建設部長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">財務部</td> <td>財務部長</td> <td>教育部</td> <td>教育部長</td> </tr> <tr> <td>財務部技監</td> <td>医療部</td> <td>三国病院事務局長</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 現地災害対策本部 (中略) (1) (中略) (2) 設置場所 <u>三国支所</u>又は担当区域内の安全な場所とする。 (3) (中略)</p> <p>6 権限委譲措置 (中略) 第1順位 危機対策監 第2順位 副市長 第3順位 総務部長</p>	公表先	方法	担当	県知事(危機管理課) 防災会議構成機関 隣接の市町長 市の関係機関 豊北消防組合 市民・一般 報道機関	電話、防災行政無線、電報、口頭 電話、防災行政無線、連絡員 電話、防災行政無線、電報 口頭、電話、庁内放送 口頭、電話 電話、防災行政無線、電報、口頭 口頭、文書、電話、電報	危機管理対策課 支所	災害対策本部 設置時の部名	部長名	災害対策本部 設置時の部名	部長名	総務部	総務部長	健康福祉部	健康福祉部長	議会事務局長	生活環境部	生活環境部長	会計管理者	産業政策部	産業政策部長	総合政策部長	建設部	建設部長	財務部	財務部長	教育部	教育部長	財務部技監	医療部	三国病院事務局長
公表先	方法	担当																																																													
県知事(危機対策・防災課(変更)) 防災会議構成機関 隣接の市町長 市の関係機関 豊北消防本部(変更) 市民・一般 報道機関	電話、防災行政無線、電報、口頭 電話、防災行政無線、連絡員 電話、防災行政無線、電報 口頭、電話、庁内放送 口頭、電話 電話、防災行政無線、電報、口頭 口頭、文書、電話、電報	安全対策課(変更) (追加)																																																													
災害対策本部 設置時の部名	部長名	災害対策本部 設置時の部名	部長名																																																												
総務部	総務部長	福祉生活部(変更)	健康福祉部長																																																												
	議会事務局長		生活環境部長																																																												
	会計管理者	産業建設部(変更)	産業政策部長																																																												
	総合政策部長		建設部長																																																												
財務部	財務部長	教育部	教育部長																																																												
	財務部技監(削除)	医療部	三国病院事務局長																																																												
公表先	方法	担当																																																													
県知事(危機管理課) 防災会議構成機関 隣接の市町長 市の関係機関 豊北消防組合 市民・一般 報道機関	電話、防災行政無線、電報、口頭 電話、防災行政無線、連絡員 電話、防災行政無線、電報 口頭、電話、庁内放送 口頭、電話 電話、防災行政無線、電報、口頭 口頭、文書、電話、電報	危機管理対策課 支所																																																													
災害対策本部 設置時の部名	部長名	災害対策本部 設置時の部名	部長名																																																												
総務部	総務部長	健康福祉部	健康福祉部長																																																												
	議会事務局長	生活環境部	生活環境部長																																																												
	会計管理者	産業政策部	産業政策部長																																																												
	総合政策部長	建設部	建設部長																																																												
財務部	財務部長	教育部	教育部長																																																												
	財務部技監	医療部	三国病院事務局長																																																												

章	節	旧 (R4.03)	新 (R8.03)
第3章	3	<p>第4 沿岸部での除去 (中略)</p> <p>1 市での活動 市では、沿岸除去方針を踏まえ、嶺北消防本部 (変更)、坂井西警察署、各漁業協同組合、地元住民代表、ボランティアセンター、自衛隊の災害派遣部隊等と共同で以下の活動を展開する。 (1)～(4) (中略)</p> <p>2 (中略)</p> <p>第5、第6 (中略)</p>	<p>第4 沿岸部での除去 (中略)</p> <p>1 市での活動 市では、沿岸除去方針を踏まえ、嶺北消防組合、坂井西警察署、各漁業協同組合、地元住民代表、ボランティアセンター、自衛隊の災害派遣部隊等と共同で以下の活動を展開する。 (1)～(4) (中略)</p> <p>2 (中略)</p> <p>第5、第6 (中略)</p>
第3章	4	第4節 (中略)	第4節 (中略)
第4章	1～4	<p>第4章 災害復旧・復興計画</p> <p>第1節～第4節 (中略)</p>	<p>第4章 災害復旧・復興計画</p> <p>第1節～第4節 (中略)</p>
		<p>【 その他、全体を通じた部署名、用語等の更新 】</p> <ul style="list-style-type: none"> 部署名 <ol style="list-style-type: none"> 安全対策課 (変更) まちづくり推進課 (変更) 嶺北消防本部 (変更) (追加) (追加) 	<p>【 その他、全体を通じた部署名、用語等の更新 】</p> <ul style="list-style-type: none"> 部署名 <ol style="list-style-type: none"> 危機管理対策課 市民協働課 嶺北消防組合 移住定住推進課 結婚応援課